

○勤務条件等概要（2026.7.6 現在）

- (1) 身 分 パートタイム会計年度任用職員
※地方公務員法の服務等が適用されます。
※内規の範囲内で兼業（副業）が認められます。
- (2) 任 期 等 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
※任期の始め1か月間は条件付採用期間です。
※同一の職が次年度も設置される場合、人事評価結果を参考に再度任用されることがあります。（4回まで）
- (3) 職 種 業務員（障害者枠として募集）
- (4) 勤務場所 建設課及び町内
- (5) 勤務日等 月曜日から金曜日（週5日）シフトなし
8時30分から16時30分の間の1日7時間、休憩60分
- (6) 仕事内容 ・町内巡回環境美化（不法投棄・道路パトロール）業務
・町有地草刈業務、道路補修等
- (7) 資格・経験等 普通自動車運転免許（大型自動車運転免許があれば尚可）
障害者手帳等
※身体障害者手帳、養育手帳、知的障害の判定を受けた判定書・精神保健福祉手帳のいずれか障がいの状況がわかるものを所持している方
- (8) 給 料 等 時間給 1,169 円（月末締め翌月 21 日支払い） 格付：2-1-1
- ◇地域手当 なし（月額に参入）

◇期末勤勉手当支給表 年間 4.65 月支給

基準日	支給日	支給額
6 月 1 日	6 月 30 日	期末：基準日前 6 か月の月額の平均×1.2625 月×期間率 勤勉：基準日前 6 か月の月額の平均×1.0625 月×期間率
12 月 1 日	12 月 10 日	期末：基準日前 6 か月の月額の平均×1.2625 月×期間率 勤勉：基準日前 6 か月の月額の平均×1.0625 月×期間率

※週 15 時間 30 分未満の勤務の場合は、支給がありません。
 ※基準日に在職期間が 2 か月未満の場合は支給がありません。
 ※基準日前 6 か月間の在職期間により、期間率が異なります。

◇通勤手当支給表 ※通勤方法は、通勤届により確認する。

通勤方法等		月額	1 日当たりの単価
交通機関利用者(バス・電車等)		運賃等相当額 (150,000 円限度)	月額の 1/21
自転車等の 交通用具 利用者 (自家用車・ バイク等)	片道 2km 以上 3.5 km 未満	2, 8 0 0 円	1 3 3 円
	片道 3.5 km 以上 5 km 未満	4, 0 0 0 円	1 9 0 円
	片道 5.0 km 以上 7.5 km 未満	5, 9 0 0 円	2 8 0 円
	片道 7.5 km 以上 10 km 未満	7, 9 0 0 円	3 7 6 円
	片道 10 km 以上 12.5 km 未満	9, 9 0 0 円	4 7 1 円
	片道 12.5 km 以上 15 km 未満	1 1, 9 0 0 円	5 6 6 円
	片道 15 km 以上 17.5 km 未満	1 3, 8 0 0 円	6 5 7 円
	片道 17.5 km 以上 20 km 未満	1 5, 8 0 0 円	7 5 2 円
	片道 20 km 以上 25 km 未満	1 9, 7 0 0 円	9 3 8 円
	片道 25 km 以上 30 km 未満	2 3, 7 0 0 円	1, 1 2 8 円
片道 30 km 以上		2 6, 1 0 0 円	1, 2 4 2 円
上記の併用者		上記の合計 (1 5 0, 0 0 0 円限度)	

(9) 有給休暇等

【有給】

・年次有給休暇：付与日数＝週または年間の勤務日数による

※次年度へ20日限度に繰越可能

勤務日数 ／週	5日以上	4日	3日	2日	1日
勤務日数 ／年	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
6か月を超 1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
5か月を超 6か月以下	7日	5日	4日	2日	1日
4か月を超 5か月以下	5日	3日	2日	1日	1日
3か月を超 4か月以下	3日	2日	1日	1日	0日
2か月を超 3か月以下	2日	1日	1日	0日	0日
1か月を超 2か月以下	1日	0日	0日	0日	0日
★	20日	16日	12日	8日	4日

★継続して再度任用された場合の（継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数が1年度以上の場合）の付与日数

・夏季休暇：付与日数＝週または年間の勤務日数による

※6月～10月の間で取得

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで
付与日数	3日	2日	1日

・忌引休暇 ・病気休暇 ・公民権行使 産前産後 子の看護 等

【無給】

・介護休暇 ・介護時間 等

(10) 社会保険等加入

雇用保険・労災または非常勤職員公務災害・健康保険（共済）・厚生年金

(11) その他

・自家用車で通勤し職員駐車場を利用する場合、駐車場代を月600円徴収

・学校やこども園等へ従事する業務の場合は、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。